

【変更前】

一般世帯		1食 360円
住民税非課税世帯および低所得Ⅱ※1	過去1年間の入院が90日以内	1食 210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食 160円
低所得Ⅰ※2		1食 100円

【変更後】

一般世帯		1食 460円
住民税非課税世帯および低所得Ⅱ※1	過去1年間の入院が90日以内	変更なし
	過去1年間の入院が91日以上	変更なし
低所得Ⅰ※2		変更なし

※1…70～74歳で、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税の低所得Ⅰ以外の方
 ※2…70～74歳で、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税およびその世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる方

◇入院したときの食事代が変更になりました。
 入院中の食事代の一部が自己負担となつていますが、一般世帯(住民税課税世帯)の方は1食あたりの自己負担額が変更になりました。

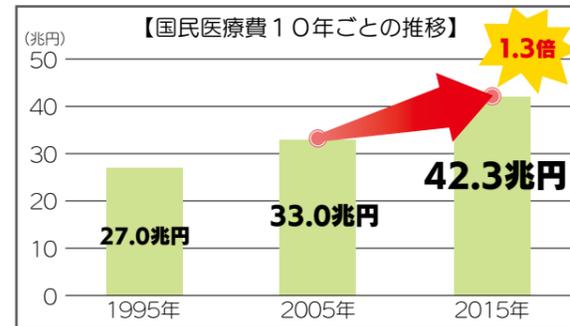
◇市の窓口業務
 被保険者証の発行や保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収などは、これまで同様に結城市が行います。

変わらないこと



平成30年4月から

国民健康保険制度が変りました



この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3倍**に、国民医療費は**1.3倍**になりました。
 団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費総額は**61.8兆円**にもなる見込みです。

制度改正の主な内容

◇国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を市町村に全額支払います。これにより、市町村の国保財政は従来と比べて安定します。
 ◇市町村は、国保事業費納付金を県に納めます。納付金額は、市町村ごとの医療費や所得の状況に応じて県が決定します。

何がかわるの？

◇被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになりました。
 これまで、70～74歳の方には、毎年3月に送付する「被保険者証」のほか、7月に「高齢受給者証」を送付していましたが、平成30年4月からは被保険者証と高齢受給者証が一体化した、1枚のカードになりました。
 ◇高額療養費の多数回該当が通算されます。
 茨城県内の他市町村に住所異動した場合でも、世帯の継続性が認められた場合には、過去12か月以内の高額療養費の支給回数を通算して計算されるため、4回目からの自己負担限度額が軽減されます。

CONTENTS

- 2 国民健康保険制度が変わりました
- 4 特定健診・がん検診を定期的に受けましょう！
- 5 平成29年度「市長へのご意見箱」結果報告
- 6 第7期結城市高齢者プラン21
- 8 市民のページ
- 10 歓迎・TRAIN SUITE四季島！
- 10 タイ王国の高校生と先生が来結
- 11 ひとの人権わたしの人権
- 11 男女共同参画社会
- 12 国保Q&A
- 12 けん口広場2018
- 12 薬
- 13 元生きたより
- 13 市民健康教室
- 14 ゆづき図書館からのお知らせ
- 14 食育レシピ
- 15 市長へのご意見箱

広報紙の書体が変わります

今月号から、見やすく・読みやすいUD(ユニバーサルデザイン)フォントを採用しました。今後も皆さんに親しまれる広報紙を目指していきます。

通常フォント	UDフォント
目眼	目眼
03AB	03AB

一般的な明朝体に比べ、横線を約二倍の太さにし、目のちらつきを軽減しています。また、英数字を大きめにすることで、見間違いを減らします。

2019 いきいき茨城ゆめ国体
 バレーボール 少年女子
 結城市開催まで
 5月1日で
 あと **519日**

平成30年度結城市国民健康保険税率の改正について

◇県で決定された国保事業費納付金に基づき、平成30年4月から、以下のとおり国民健康保険税率を改正しました。

①医療給付費分 【改正前】

所得割額	6.8%
資産割額	31.0%
均等割額	17,000円
平等割額	19,000円

【改正後】

所得割額	6.1%
資産割額	25.0%
均等割額	17,000円
平等割額	19,000円

②後期高齢者支援金等分 【改正前】

所得割額	1.8%
資産割額	4.0%
均等割額	5,000円
平等割額	6,000円

【改正後】

所得割額	2.5%
資産割額	2.0%
均等割額	5,000円
平等割額	6,000円

③介護納付金分 【改正前】

所得割額	1.6%
資産割額	4.0%
均等割額	9,000円
平等割額	6,000円

【改正後】

所得割額	1.6%
資産割額	2.0%
均等割額	9,000円
平等割額	6,000円

※県の算定は毎年行われ、今後はその結果に基づき保険税率の見直しを行います。

問 市保険年金課保険税係 | ☎ 34-0381